

補助金調書

補助金名	雑用水道奨励補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局建築指導部建築審査課 (TEL 711-4583)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	建築物に個別循環型雑用水道を設置した者		区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		随時	
(公募の場合) 応募要件	建築物に個別循環型雑用水道を設置し、節水推進条例に定める検査済証の交付を受けた者				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	18	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市は、福岡市節水推進条例に基づき、環境にやさしく渇水に強い都市づくりを進めており、対象建築物に対し雑用水道の設置を義務づけている。特に多額の費用がかかる個別循環型雑用水道の設置について、工事費の一部を補助することにより設置を促進することを目的とする。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	再生水供給区域外においては、個別循環型雑用水道の設置が節水に有効である。その場合は多額の費用が掛かるため、今後も補助により民間事業者の負担を軽減することで、設置を促進する効果は高い。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 個別循環型雑用水道に係る設備のうち、原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽の設置に要した費用が対象。基本施設費(11,600千円(下水道処理区域内)又は6,300千円(下水道処理区域外))に1日あたりの処理水量に応じて定められた金額を加えた額と実際に設置に要した費用の額を比較して低い方の金額を標準施設費とし(いずれの場合も10万円未満の端数は切り捨てる)、これに4.2%を乗じて算出した額を補助金の額とする。)】			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	0 件	
	1840 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果	平成16年度の制度開始から令和2年度まで、11件の個別循環方式の施設に補助金を交付してきた。その結果、雑用水道が普及したことで、節水の促進が図れた。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。